修正後

重複投薬・相互作用防止加算について

 中医協 総 - 5

 2 5 . 6 . 2 6

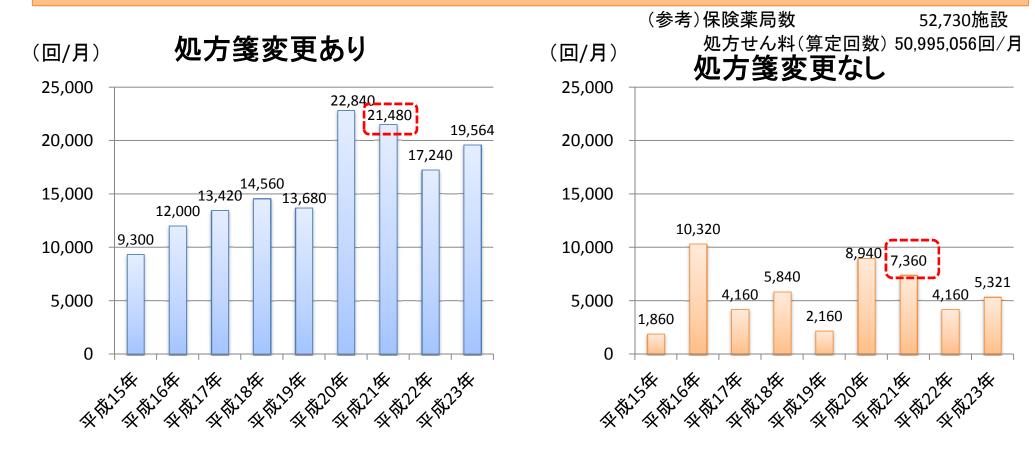
 中医協 総 - 3

 2 5 . 6 . 1 2 (改)

【重複投薬・相互作用防止加算】(調剤報酬)

薬局において、薬剤服用歴に基づき、重複投薬又は相互作用の防止の目的で、処方せんを交付した保険医に対して照会を行った場合に算定できる。

「処方箋変更あり 20点 処方箋変更なし 10点



※平成20年、平成21年については、後期高齢者薬剤服用歴管理指導料の重複投薬・相互作用防止加算を合計している。

(参考)修正前

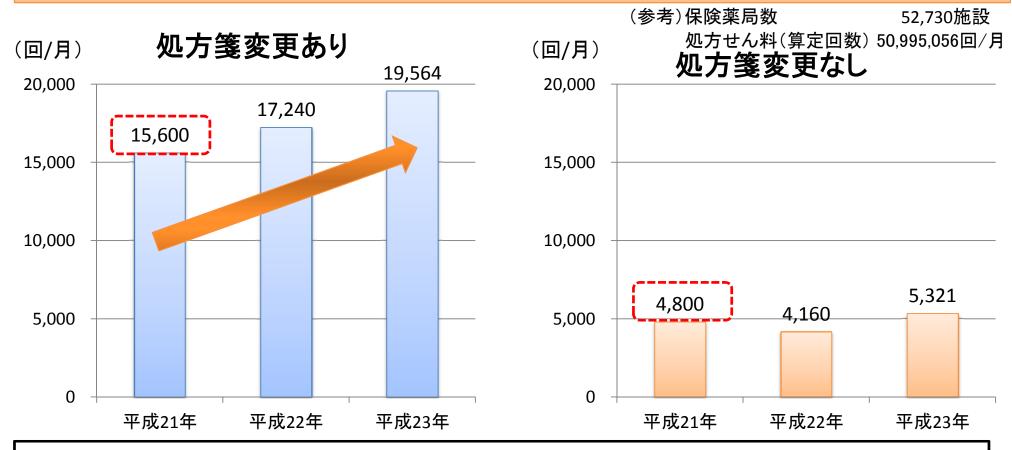
重複投薬・相互作用防止加算について

中医協 総一3

【重複投薬・相互作用防止加算】(調剤報酬)

薬局において、薬剤服用歴に基づき、重複投薬又は相互作用の防止の目的で、処方せんを交付した保険医に対して照会を行った場合に算定できる。

「処方箋変更あり 20点 し処方箋変更なし 10点



薬局から重複投薬又は相互作用防止の照会を受ける回数は増加傾向にある